

沖縄県 労働基準協会だより



主な 内 容

- 令和 6 年度講師連絡会議（沖縄本島地区）を開催
- 北部支部通信（第7回安全衛生部会・勉強会を開催）
- 協会からのお知らせ（通常総会 6/12、会費納入、各地区安全管理推進大会）
- 新入紹介
- 沖縄労働局から
 - ① 沖縄労働局人事異動（労働基準関係）
 - ② 着任ごあいさつ
 - ③ 事業主のみなさんへアルバイトの労働条件を確かめよう！
 - ④ STOP！熱中症クールワークキャンペーン
 - ⑤ 職場における熱中症対策の強化について（厚生労働省 労働政策審議会 第 174 回、175 回 安全衛生分科会資料）
 - ⑥ 令和 6 年労働災害・死亡災害発生状況（12 月末累計、3 月集計）
- 講習会のご案内（令和 7 年 6 月分）
- 新規加入事業場のご紹介（令和 7 年 3 月 16 日～ 4 月 15 日）

高く泳ぐや 鯉のぼり

「数年前に撮影した、漢那ダム内の鉄塔から張られたロープに繋がった鯉のぼりがダイナミックに泳ぐ姿です。5月5日の子供の日を記念し、地域の三幼稚園を招いて掲揚式が毎年4月に行われています。」

（撮影地 宜野座村 撮影者・写真提供：屋良 学 氏）

発行所／一般社団法人 沖縄県労働基準協会
〒900-0001 那覇市港町 2-5-23
電話：098-868-2826
FAX：098-869-1714

発行人／会長 島袋 清人

定 価／1 部 50 円

（会員の購読料は会費の中に含む）

ホームページ <https://www.okinawa-roukikyo.org/>



沖縄労働局 人事異動 (労働基準関係)



令和 7 年 4 月 1 日付

新 官 職	氏 名	旧 官 職
沖縄労働局		
◆ 総務部		
総務部長	松原 大	独立行政法人労働者政策研究・研修機構 労働大学校準教授
労働保険徴収室		
室長補佐	伊佐 匡仁	労働基準部労災補償課 地方労災補償監察官
◆ 雇用環境・均等室		
雇用環境改善・ 均等推進監理官	上原 周	名護労働基準監督署長
◆ 労働基準部		
監督課		
監督課長	梅澤 栄	労働基準部 健康安全課長
地方労働基準 監察監督官	新里 隆	総務部労働保険徴収室 室長補佐
健康安全課		
健康安全課長	矢吹 陽子	独立行政法人労働者健康 安全機構 労働安全衛生 総合研究所 化学物質情 報管理研究センター 調査役
課長補佐	大城 勇	那覇労働基準監督署 労災課長
労災補償課		
労災補償課長	渡辺 竜	厚生労働省中央労働委員会 事務局 調整第一課 労働専門職
労災管理調整官	川満 秀明	労働基準部監督課 主任地方労働基準監察監督官
主任地方労災 補償監察官	中川 匡裕	厚生労働省労働基準局 労災管理課労災補償監察室 中央労災補償監察官
地方労災医療 監察官	中地 夕子	名護労働基準監督署 労災課長

転 出		
新 官 職	氏 名	旧 官 職
栃木労働局 総務部長	君島 誠	総務部長
千葉労働局 労働基準部 労災補償課長	今野 貴守	労働基準部 労災補償課長
大阪労働局 労働基準部 監督課 主任労働基準監察監督官	井上 茂樹	宮古労働基準監督署長

新 官 職	氏 名	旧 官 職
那覇労働基準監督署		
那覇労働基準監督署長	小池 雅弘	労働基準部 監督課長
副署長	吉田 崇志	労働基準部監督課 専門監督官
業務課長	知名 幸枝	総務部総務課 人事係長
第二方面主任監督官	吉田 圭佑	神奈川労働局 平塚労働基準監督署 監督課 労働基準監督官
労災課長	屋嘉比 アンナ	那覇労働基準監督署 業務課長
沖縄労働基準監督署		
沖縄労働基準監督署長	南 隆功	那覇労働基準監督署長
監督課長	松橋 直樹	沖縄労働基準監督署 安全衛生課長
安全衛生課長	工藤 徹也	八重山労働基準監督署 監督・安衛課長
名護労働基準監督署		
名護労働基準監督署長	渋谷 雄太	八重山労働基準監督署長
労災課長	岡田 光代	総務部労働保険徴収室 適用第二係長
宮古労働基準監督署		
宮古労働基準監督署長	瀬底 正亮	那覇労働基準監督署 副署長
八重山労働基準監督署		
八重山労働基準監督署長	津田 憲志	大阪労働局 労働基準部 監督課 労働基準監察監督官
監督・安衛課長	神谷 武知	神奈川労働局 横浜西労働基準監督署 第三方面主任監督官

定年退職、辞職 (3 月 31 日付)		
事 由	氏 名	旧 官 職
定年退職	嘉数 剛	労働基準部 賃金室 地方賃金指導官
定年退職	平良 喜作	労働基準部 健康安全課 課長補佐
定年退職	安慶名 秀樹	労働基準部 労災補償課 労災管理調整官
定年退職	比嘉 信和	労働基準部 労災補償課 地方労災医療監察官
辞 職	比嘉 健三	沖縄労働基準監督署長

着任のごあいさつ



沖縄労働局

総務部長

松原 大



一般社団法人沖縄県労働基準協会並びに会員の皆様には、日頃より労働行政の円滑な運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

4月1日付で沖縄労働局総務部長を拝命しました松原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに自己紹介させていただきます。私は、沖縄県宮古島生まれで、幼小中高と学生時代を本島で過ごし、親の仕事の関係で他県に移住し長らく沖縄を離れておりました。今回沖縄労働局勤務となり、三十数年ぶりに沖縄に戻ってまいりました。空港を降りた時の第一印象は、「ずいぶんと変わった」でしたが、そもそも時代とともに沖縄自体が進化し続けているだけで、私の中の時計が止まったままとなっていました。実際、街が変化しているとしてもよく見ると、ところどころに当時の面影も見られ懐かしい気持ちが込み上がってきます。

私は、平成4年に労働省（当時）に入省以降、労働基準局をはじめ厚生労働本省の様々な部署で広く労働行政に携わり、平成30年に中央労働委員会、令和2年に徳島労働局基準部長から、令和4年に労働大学校准教授として都道府県労働局職員を対象とした研修の運営に携わってきました。在籍した3年間は、コロナ禍、ウィズコロナ、アフターコロナと世の中が大きく変わる時でありました。研修の運営では、コロナ禍の時は過密を避けた研修としてのオンライン研修の実施し、ウィズコロナとなった時には専門的な技術の習得のための集合研修の再開と感染症対策に合わせながら研修を実施し、同時にオンラインと集合研修の双方のメリットを生かした研修体制の基準を定める作業にも携わってまいりました。

さて、労働局は、仕事を探している方、働いている方、事業を行っている方などと広く接し、様々な相談に対応したり、課題の解決に取り組む機関でございます。私は沖縄労働局総務部門の管理者として、職員が仕事に誇りと情熱を持ち、そして高い職業倫理感を保ちながら、労働局をご利用される方々が必要としている労働行政サービスをご提供できるように微力ではありますが努めて参ります。

最後になりますが、貴協会並びに会員の皆様の方の益々のご発展とご健勝を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。



沖縄労働局

監督課長

梅澤 栄



一般社団法人沖縄県労働基準協会並びに会員の皆様におかれましては益々のご清祥のことと御慶び申し上げます。

平素より労働行政、とりわけ労働基準行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、4月1日付けで沖縄労働局労働基準部監督課長を拝命いたしました梅澤と申します。前任は健康安全課です。

労働基準法の適切な遵守を推進し、特に長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の観点から、中小企業等への適切な指導を行うとともに、昨年4月1日から時間外労働の上限規制の適用となりました建設業、タクシー、バス、トラックなどの自動車運転者、医師、砂糖製造業にも必要な支援を継続すること、労働災害防止にも寄与することに取り組んでまいります。

会員の皆様方におかれましても、各種説明会へのご参加や各労働基準監督署に設置しております「労働時間相談・支援コーナー」、労働時間管理適正化指導員の訪問指導等を活用いただき、会社運営のための一助としていただくよう対応いたします。

また、電子申請やいわゆるスポットワークやフリーランス等への対応など手続きや法令の解釈などのご相談対応なども専用のポータルサイトの設置や窓口等での対応を図ってまいります。

今後も貴協会並びに会員の皆様にご理解とご協力を賜りながら、沖縄県内の事業者、労働者がともに安心して働ける労働条件や環境の確保にお役に立てますよう尽力してまいります。

最後になりますが、貴協会並びに会員の皆様の方の御繁栄と御健勝を祈念いたしまして着任の挨拶とさせていただきます。



沖縄労働局

健康安全課長

矢吹 陽子



一般社団法人沖縄県労働基準協会並びに会員の皆様におかれましては益々御清祥のことと御慶び申し上げます。

平素より労働安全衛生行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、4月1日付けで沖縄労働局労働基準部健康安全課長を拝命いたしました矢吹と申します。

当課において所管する労働安全衛生法は「職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の

形成を促進すること」を目的としており、当該目的の達成のため、様々な方策を推進しております。

沖縄県内における令和 6 年の労働災害発生状況 (令和 7 年 3 月速報値) をみると、死亡者数は 8 人と令和 5 年 (確定値) の 6 人よりも増加し、休業 4 日以上 の死傷者数においても 1,490 人と令和 5 年 (確定値) の 1,467 人よりも増加しています。また、労働者の健康状況について、定期健康診断における有所見率は 70.8% (令和 5 年) と全国ワースト 2 位となっています。

当課をはじめ各労働基準監督署におきましては、令和 5 年度を初年度とする沖縄労働局第 14 次労働災害防止計画 (3 月 20 日公表) を推進してまいります。

経営者の方々には労働力不足、高齢化、物価高騰等多くの課題が課せられる中ではありますが、職場における健康と安全に「費用をかける」のではなく、「人的投資による資産」を形成することを御理解いただき、皆様が自発的に取組を進めることができるよう尽力いたします。

貴協会及び会員の皆様には各種取組への御理解と御協力を賜りながら、沖縄県内の事業者、労働者が共に安心して働ける環境の確保に少しでも役に立てるよう進めてまいります。

最後になりますが、貴協会並びに各会員の皆様の御繁栄と御健勝を祈念いたしまして着任の御挨拶とさせていただきます。



沖縄労働局

労災補償課長
渡辺 竜



一般社団法人沖縄県労働基準協会並びに会員の皆様におかれましては益々のご清祥のことと御慶び申し上げます。

日頃より労働基準行政への格段のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、令和 7 年 4 月 1 日付けで沖縄労働局労働基準部労災補償課長に着任いたしました渡辺と申します。

これまでは中央労働委員会事務局調整第一課 (前職)、厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課、同省労働基準局労働保険徴収課、同省大臣官房人事課等に勤務しておりました。

この度ご縁があり赴任したところでございますが、本県は私的な旅行等を含め訪れたことがなく、前職で内示を受けたときはあまりの驚きで言葉が出なかったこと、内示以後は沖縄生活への準備へ向けて毎日慌ただしかったことを思い出します。労働局のあるおもろまちを初めて歩いた際に感じたことは、当方がそれまで住んでいた東京よりも道幅が広いこと、街路樹や咲いている花が東京では見かけないものであったことが印象的でした。これも何かしらのご縁と受け止め、今後の沖縄生活にも慣れるよう努めてまいりたい所存です。

さて、沖縄労働局管内の労災補償の状況を見ますと、脳・心臓疾患、精神障害、石綿関連といった複雑困難事案の増加、収束しつつあるものの、新型コロナウイルス感染症に伴う労災請求の対応等といった多くの事案の処理を求められて

いる状況が続いております。

このような状況下、当局の労災補償業務に従事する職員は、被災労働者等に対して必要な保険給付を迅速かつ公正に対応していくこと等により、セーフティネットとしての役割を担うといった強い使命感を持って取り組んでいるところです。

当方も微力ではございますが、沖縄労働局の一員として皆様のお役に立てるよう日々の研鑽を大事にし、業務に邁進していきたい所存です。

最後になりますが、貴協会並びに会員の皆様方の益々のご発展とご健勝を祈念いたしまして、着任のご挨拶とさせていただきます。



那覇労働基準監督署

署 長
小池 雅弘



一般社団法人沖縄県労働基準協会並びに会員の皆様におかれましては益々のご清祥のことと御慶び申し上げます。

平素より労働行政、とりわけ労働基準行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、4 月 1 日付けで那覇労働基準監督署長を拝命いたしました小池と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

前任は沖縄労働局労働基準部監督課長でした。那覇労働基準監督署での勤務は 9 年ぶりとなります。ちなみに初めて沖縄に來たのがちょうど 30 年前の 1995 年 (平成 7 年) で、赴任地が那覇署でした。那覇署は当時那覇市久米 2 丁目 (旧那覇郵便局、現在は公園) にありました。当時のことをとても懐かしく思い出します。

さて、県内においては、入域観光客の増加など観光関連産業をはじめとして、景気が回復から拡大基調にありますが、一方で人手不足による人材確保の問題や、物価上昇の問題など、引き続き雇用や労働条件に与える影響が懸念されるところです。

当署といたしましても、変化する県民のニーズを把握しつつ行政運営を推進してまいります。

昨年 4 月に全面適用となりました、時間外労働の上限規制につきましては、人材不足に限らず、取引慣行等個々の事業場の努力だけでは見直すことができない事情から、長時間労働となってしまうという事業場もあるところです。引き続き労働時間等に関する説明会や「労働時間相談・支援コーナー」(署に設置) など支援を行ってまいります。会員の皆様方におかれましても、お気軽にご活用くださいますようお願い申し上げます。

また、当署管内におきましては、労働災害の増加傾向が続いております。引き続き災害防止を推進していくとともに、労災保険の迅速な給付にも努めてまいります。

今後も貴協会並びに会員の皆様にご理解とご協力を賜りながら、管内の事業者、労働者がともに安心して働ける労働条件や環境の確保にお役に立てますようさらに尽力してまいります。

最後になりますが、貴協会並びに会員の皆様方の御繁栄と御健勝を祈念いたしまして着任の挨拶とさせていただきます。



沖縄労働基準監督署

署 長
南 隆功



一般社団法人沖縄県労働基準協会並びに会員の皆様におかれましては労働基準行政への格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、4月1日付けで沖縄労働基準監督署長に着任いたしました。

今回で、3度目の勤務となります。どうぞよろしくお願いいたします。

中部地区は、きれいな海岸線、豊かな自然、琉球時代の歴史ロマン、芸能・芸術・文化等があふれている地域であり、プライベートでも楽しませて頂いているところです。

近年、事業場数や労働者数が増加傾向にあり、大型リゾート施設の建設、中城湾港の整備や西普天間住宅地区跡地の開発等が進んでいます。そのため、雇用や労働条件の確保、労働災害防止対策等など取り組むべきことが多くあると感じております。

働く人の生活の向上や企業の発展に向け、皆様と連携し協力を得ながら、積極的に課題の解決に取り組んでまいりたいと考えております。

最後になりますが、皆様のご繁栄とご健勝を祈念いたしまして着任の挨拶とさせていただきます。



名護労働基準監督署

署 長
伊藤 雄太



このたび、名護労働基準監督署長を拝命いたしました、伊藤と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

日頃より、労働基準行政の推進に多大なるご尽力をいただいております一般社団法人沖縄県労働基準協会並びに会員の皆さまには、心より敬意を表します。

また、当署の業務推進にあたり、常日頃から格別のご理解とご協力を賜っておりますこと、厚く御礼申し上げます。

沖縄県内での勤務が今年度で7年目を迎えることとなりますが、今年の3月までは八重山労働基準監督署で署長として2年間勤務しておりました。八重山署での2年間では、地区安全大会や地区労働衛生大会をはじめ多くのイベントを基準協会八重山支部の皆さまとご一緒させていただくなかで、支部長をはじめ多くの方々と仕事をさせていただき、とても思い出深いものとなりました。八重山支部の皆さまには感謝申し上げます。

今年度は2年ぶりの本島勤務となりますが、この間、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に移行したことで、修学旅行などの団体客を含めた観光客が戻り、名護署管内では観光産業が再び活況を呈しており、コロナ禍前に戻りつつある状況にあります。そのような中、管内の有効求人倍率は、令和6年の1年間を通じて1倍を超え、とりわけ接客・給仕職では3.85倍（令和6年12月）と、ホテルや飲食店を

中心に深刻な人手不足に陥っており、労働者一人当たりの労働時間が長時間に及ぶこととなり、これの解消が大きな課題となっております。

一方で、名護署管内の休業4日以上死傷災害の発生状況を見ると、令和6年は110人（令和7年3月集計）と、新型コロナウイルスによるものを除いた死傷者数としては過去最多を記録しました。また、死亡災害につきましても、沖縄労働局全体の半数となる4人の方が亡くなるという深刻な状況にあり、災害防止ための取り組みがこれまで以上に求められるところであります。

そのため、今後とも、沖縄県労働基準協会をはじめとする労働災害防止団体のみなさまとしっかりと連携し、安全で安心して働ける職場づくりの実現に向け、取り組んでいく所存でございますので、これまでと変わらずご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます、着任のご挨拶とさせていただきます。



宮古労働基準監督署

署 長
瀬底 正亮



一般社団法人沖縄県労働基準協会並びに会員の皆様におかれましては、日ごろから労働基準行政への格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、令和7年4月1日付けで宮古労働基準監督署長を拝命しました瀬底と申します。よろしくお願いいたします。

前任地は那覇署で副署長として2年間勤務し、筆頭署として、事業場の働き方改革の推進、労働者の安全、健康確保等の支援業務に取り組んでいました。

それより前は沖縄局の総務課や沖縄署、宮古署等で通算14年、長崎局で4年、山梨局で3年勤務しており、会計や監督課長、安全衛生課長、主任、紛争調整官等様々な業務に就き貴重な経験させていただきました。

今回、着任した宮古労働基準監督署は平成24年度から2年間赴任して今回は2回目の勤務となります。宮古署に今回赴任して一番強く感じたのは、観光業が以前より盛んになり、観光客が大幅に増加したことです。令和5年度の入域観光者数推計値は93万8,178人、前年度と比較して20万1,188人（27.3%）の大幅な増加となり大規模なホテル等の建設工事が行われ、観光業に就労する労働者も増えております。

そのため、令和5年度に引き続き、宮古署においては特に建設業を重点対象として労働災害防止対策を講じ、死亡災害を発生させないことを第一目標としております。令和5年度は死亡災害こそ生じませんでしたが、墜落事故等重篤な災害の発生が懸念されることから最優先の課題事項としております。

また、南国のなかでも宮古島は沖縄本島よりも平均気温が高いため、熱中症キャンペーンにおける取組や令和7年6月の安是衛生法改正の周知等に積極的に取り組んでいきます。

第二に令和5年度以降観光需要がコロナ影響前に回復する一方で労働力不足状況等あることから、長時間労働の抑制についても対策を講じる必要があり、これらの課題にも引き続き取り組んで行く所存です。

また、宮古署管内の主要産業の一つである製糖業も、令和6年4月から時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2箇月乃至6箇月の平均で80時間以内とする規制が適用されていますが、引き続き繁忙期である製糖期間に当該規制に沿った労務管理を行ってもらえるよう関係機関と連携を図り、これらの事業場に対する周知及び支援等に取り組んでいきます。

最後になりますが、貴協会並びに会員の皆様方の益々のご発展とご健勝を祈念申し上げて着任の挨拶とさせていただきます。



八重山労働基準監督署

署長
津田 憲志



一般社団法人沖縄県労働基準協会並びに会員の皆様におかれましては、日頃より労働基準行政の推進に多大なご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、4月1日付けで八重山労働基準監督署長を拝命しました津田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

前任地は大阪労働局労働基準部監督課で、任官以来、ほぼ監督関係の業務に従事してまいりました。私の両親は長崎県出身ですが、父親の転勤の関係で、私が生まれた時は東京に住んでいました。その後、小学生時代の一時期、高知県に住んでいたことがありますが、学生時代のほとんどは東京で過ごしてきました。その後、労働基準監督官に任官し、3年間

は大阪局で勤務しましたが、次に異動を命じられたのが北海道局稚内署でした。稚内署と言えば日本最北端の監督署です。それから20数年が経ち、最南端である八重山署勤務となりました。監督署職員は全国に多数おりますが、両署勤務経験のある職員は珍しいのではないかと自負しております。

稚内署の管内にはホタテの一大産地である猿払村もあり、管内は水産加工業が盛んで、大阪の監督署に比べると、来客も少なく、ややのんびりとした雰囲気でした。しかし、そんな稚内署でしたが、残念ながら死亡災害が数件発生していました。長年の関係者の取組の結果、死亡災害は年々減少してはいますが、いまだに1年間に全国で数百名の方が労働災害で亡くなっています。生きる糧を稼ぐために働きに出た現場で不幸にも亡くなるという事態がいまだに発生していることはとても残念なことです。幸い八重山署管内では、ここ数年死亡災害は発生しておりません。この状況を今後も続けていけるよう精一杯取り組んで参ります。

また、過重労働の防止、長時間労働の抑制についても大きなテーマであると考えております。私自身、長時間労働が原因により自死された方のご遺族からお話を聞く機会が何度ありました。ご家族の哀しみは計り知れないものであり、このようなことが繰り返されないよう、会員の皆様のご理解、ご協力をいただきながら、職員一丸となって取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後になりますが、貴協会並びに会員の皆様方の益々のご発展とご健勝を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

事業主のみなさんへ

アルバイトの労働条件を確かめよう！



✓ **チェックしてみましょう**

- ☒ **アルバイトを雇うときに、書面で労働条件を示していますか？**
※労働者が希望した場合は、メール等（プリントできるもの）での明示も可能です。
- ☒ **勤務シフトは適切に設定されていますか？**
(学生の場合は、学業と両立できるように配慮していますか？)
- ☒ **アルバイトについても労働時間を適正に把握をしていますか？**
※条件を満たしたアルバイトに有給休暇を付与していますか？
- ☒ **アルバイトに、商品を強制的に購入させたりしていませんか？**
- ☒ **アルバイトの遅刻や欠勤に対してあらかじめ損害賠償額などを定めたりしていませんか？**



- 1 アルバイトを雇う時も、書面による労働条件の明示が必要です。**
 - 会社から労働条件通知などの書面を交付し、労働条件を明示する必要があります。特に次の7項目については必ず書面で明示しなければなりません。
 - ① 労働契約の期間について
 - ② 更新の有無、更新上限、更新する場合の判断基準などについて ※契約期間が有の場合
 - ③ 仕事を任せる場所、仕事の内容、これらの変更の範囲について
 - ④ 仕事の始業終業時刻、就業の有無、休憩時間、休日・休暇、交替のローテーションなどについて
 - ⑤ パイロット代の決め方、計算と支払いの方法、支払日について ※パイロット代の資金も都道府県ごとに「賠償基金」を下回ることはできません。高校生アルバイトや雇入れ後の研修期間中も、最低賃金以上の資金を支払う必要があります。
 - ⑥ 退職時・解雇時のきまりについて
 - ⑦ 無期転換申込みに関する事項及び無期転換後の労働条件について
 - ※有期労働契約から有期を繰り上げて無期転換したアルバイトの場合
 - ※労働者が希望した場合は、メール等（印刷できるもの）による明示も可能です。
- 2 学業とアルバイトが両立できるようなシフトを適切に設置しましょう**
 - 学生は学業が本分であり、学業とアルバイトが適切な形で両立できる環境を整える必要があります。
 - 採用時に合意したシフトの変更などについては、使用者が一方的に変更を命じることはできません。
- 3 アルバイトの労働時間も適切に把握することが必要です。**
 - アルバイトも、労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適切に記録する必要があります。
 - 業務に必要な準備や片付けの時間、研修・教育訓練を受講した時間も労働時間となります。
 - アルバイトでも労働時間は1分単位で管理の上で残業代の支払いが必要です。
- 4 商品を強制的に購入させることはできません。また、一方的にその代金を資金から控除することもできません。**
 - アルバイトが希望していないのに、商品を強制的に購入させる売買契約は公序良俗に反して無効となり、また不法行為として損害賠償責任が認められる可能性があります。
- 5 遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。**
 - パイトの遅刻や欠勤などに対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることはできません。
 - 遅刻を繰り返すなどの規律違反行為への制裁として、無制限に減給することはできません。

お近くの都道府県労働局、労働基準監督署へ
総合労働相談コーナー ※4月～7月に首長相談コーナーを設席
<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>



平日9時～18時 土曜日の相談は
労働条件相談ほっとラインへ！
※11～17時 土・日・祝日 9時～21時
0120-811-610 相談無料



アルバイトを雇う際に
知っておきたいポイント

アルバイトの労働条件を確かめよう！
キャンペーン実施中
令和7年4月1日～7月31日

令和6年度 講師連絡会議（沖縄本島地区）を開催

沖縄県労働基準協会の事業部は、去る3月21日沖縄県労働基準協会中城講習会場（中城村）において、令和6年度講師連絡会議（沖縄本島地区）を開催しました。

佐和田専務理事の挨拶で開会し、司会より参加講師22名の紹介が行われました。

会議では、玉城事業課長より令和6年度講習実施報告と令和7年度の講習実地計画について説明があり、令和6年度の講習においては、年間計画以外の臨時講習22回が行われ、年間講習会回数は172回、受講者数は6,847名で、受講者数は昨年度と比較して676名減であった。法改正等で一時的に需要の増えた特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習や石綿作業主任者技能講習、またフルハーネス型墜落制止用器具特別教育の受講希望者が一通り受講済みとなり受講者の減少となった旨説明を行いました。令和7年度の講習計画については、本年度と同等の実施回数になる。また、令和7年度より中城講習会場で実施する講習の修了証は、酸欠作業主任者技能講習以外の作業主任者を除いたすべての講習について、講習最終日に即日で修了者へお渡しする事が報告されました。

佐和田専務からは、沖縄労働局の資料をもとに県内の労働災害発生状況の説明が行われた。意見交換においては、法令改正等の情報は協会だよりに掲載する等してできるだけ早く情報提供をしていただきたい旨の意見がありました。



北部支部
通信

令和6年度第7回安全衛生部会・勉強会「労災の基礎知識～労災補償制度について～：安全衛生にかかる法改正と安全対策について」を開催

北部支部安全衛生部会は、3月19日（水）に北部会館4階研修室にて、名護労働基準監督署から伊波雄太労働基準監督官と中野哲太労働基準監督官を講師にお招きして、北部支部安全衛生部会員と関係者を対象に「令和6年度第7回安全衛生部会・勉強会」を開催した。

島袋部会長の挨拶で開会し、伊波監督官からは、沖縄の建設業の労働災害の状況、安全衛生に係る法改正として原則本足場の使用、熱中症対策の強化、労働者死傷病報告等の電子申請、建設業に係るリスクアセスメントを活用した安全対策、腰痛予防について説明をしていただきました。

中野監督官からは、労災補償制度とは、労災請求の種類、労災請求の流れ（治療費・休業補償、業務上または通勤による災害には健康保険は使えないこと）等について詳しく説明をしていただきました。電子申請や熱中症対策についての法改正など今後支部としても会員の皆様へ周知していきたい内容が多数ありました。

勉強会の後に、安全衛生部会の令和6年度の活動報告と令和7年度の活動計画を話し合い、併せて部会長・副部会長、部会員の再任の承諾をいただいて閉会しました。



STOP! 熱中症 クールワーク キャンペーン

職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。

《キャンペーン実施要領》
キャンペーン期間
4月 5月 6月 7月 8月 9月
準備 重点取組

準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

☐ 労働衛生管理体制の確立 事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立	☐ 暑さ指数(WBGT)の把握の準備 JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
☐ 作業計画の策定 暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定	☐ 設備対策の検討 暑さ指数低減のための簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
☐ 休憩場所の確保の検討 冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討	☐ 服装の検討 透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
☐ 教育研修の実施 管理者、労働者に対する教育を実施 ガイド・教育動画 e-learning	☐ 緊急時の対応の事前確認 緊急時の対応(異常時における連絡体制や対応手順等)を確認し、関係者に周知

【主幹】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上競技連盟労働災害防止委員会、海洋労働災害防止委員会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国労働安全衛生協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気労働組合連合会【後援】関係行政庁等

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

(R7.2)

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと

STEP 1 **暑さ指数の把握と評価**
JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境値)を参考とすることも有効

STEP 2 **測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底**

☐ 暑さ指数の低減 準備期間に検討した設備対策を実施	☐ 休憩場所の整備 準備期間に検討した休憩場所を設置
☐ 服装 準備期間に検討した服装を着用	☐ 作業時間の短縮 作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
☐ ブレイク・リング 作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる	☐ 水分・塩分の摂取 水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行させる等を考慮)
☐ 暑熱順化への対応 熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 ※新投入業者や休み明け労働者は別途注意すること	☐ 健康診断結果に基づく対応 次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢
☐ 日常の健康管理 当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認	☐ 作業中の労働者の健康状態の確認 巡視を頻繁に行い声をかける。「バディ」を組ませる等労働者同士の健康状態を留意するよう指導

異常時の対応
あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を止め、**全身を濡らして送風**することにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急車を要請)

重点取組期間 7月 にすべきこと

- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急車を要請

「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案」の概要について (職場における熱中症対策の強化関係)

第175回 安全衛生分科会資料

職場における熱中症対策の強化について

第174回 安全衛生分科会資料

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要

1 改正の趣旨

熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、事業者に対し、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業者への周知」を義務付ける。

2 改正の概要

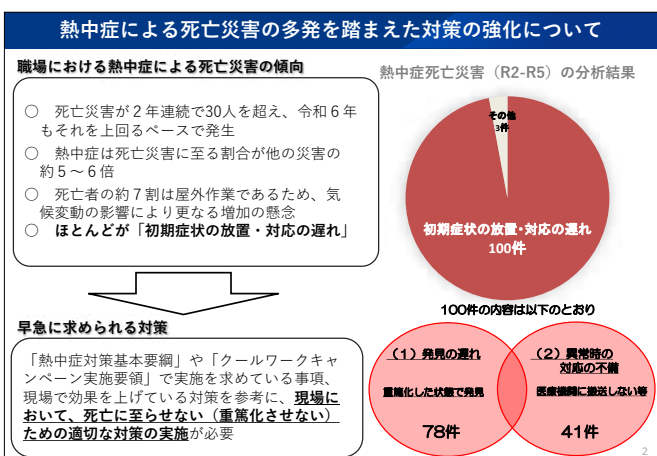
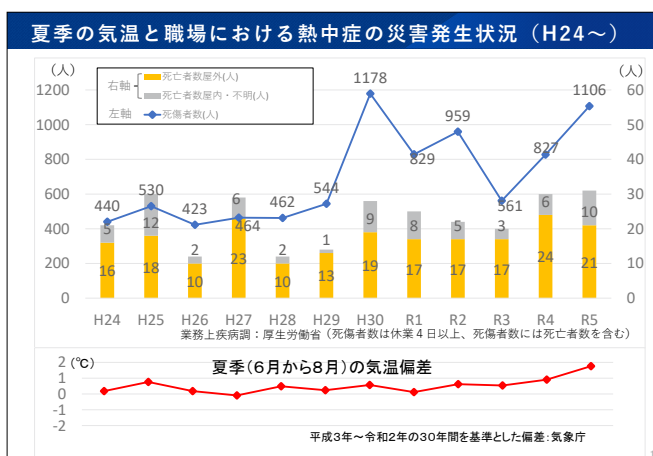
○ 以下1、2の事項を事業者に義務付けること。

- 熱中症を生ずるおそれのある作業(※)を行う際に、
 - 「熱中症の自覚症状がある作業者」
 - 「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」
 がその旨を報告するための体制(連絡先や担当者)を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業者に対して周知すること
- 熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、
 - 作業からの離脱
 - 身体を冷却
 - 必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること
 など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業者に対して周知すること

※ WBGT(湿球黒球温度) 28度又は気温31度以上の作業場において行われる作業で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれるもの

3 公布日等

(1) 公布日 令和7年4月上旬(予定) (2) 施行日 令和7年6月1日



今後の熱中症対策について（案）

基本的な考え方

見つける

判断する

対処する

現場の実態に即した具体的な対応

現場における対応

○ 熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係労働者への周知」を事業者により罰則付きで義務付けることとする。

1 熱中症のおそれがある労働者を早期に発見できるよう、「熱中症の自覚症状がある労働者」や「熱中症のおそれがある労働者を見つけた者」がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係労働者に対して周知すること。

※ 報告を受けるだけでなく、積極的に「熱中症の症状がある労働者を見つけるための措置」として、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡等現場において取り組まれている効果的な措置を通達で推奨する。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順（参考例は別添のとおり）を事業場ごとにあらかじめ作成し、関係労働者に対して周知すること。

※ 「報告体制の整備」、「実施手順の作成」、「関係労働者への周知」は、以下の作業（熱中症のおそれのある作業）を対象に罰則付きで義務化。当該作業で熱中症が疑われる労働者が発生した場合には、WBGT値や作業時間等にかかわらず、実施手順を踏まえ、適切に対処することを通達で示す。

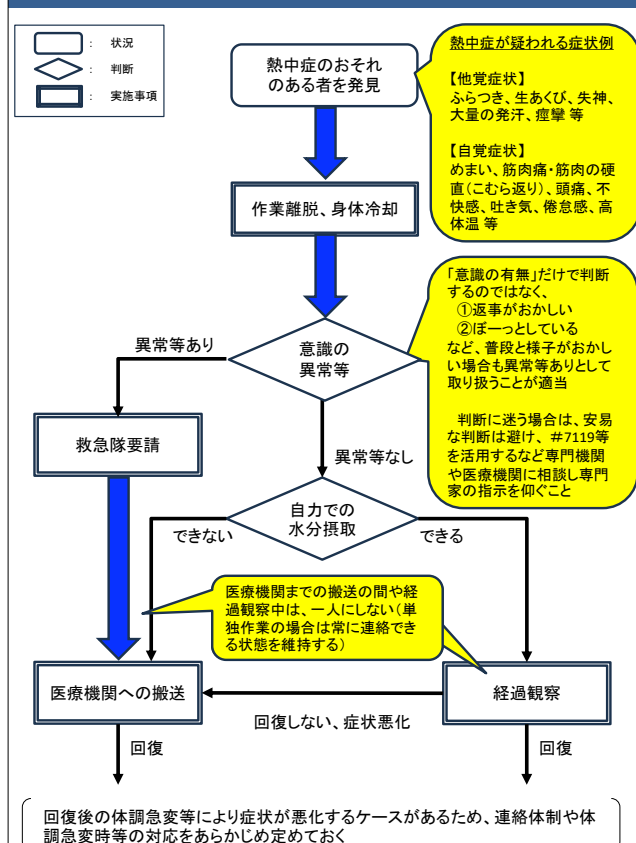
「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間以上の実施」が見込まれる作業

※ 作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を通達で推奨する。

※ なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

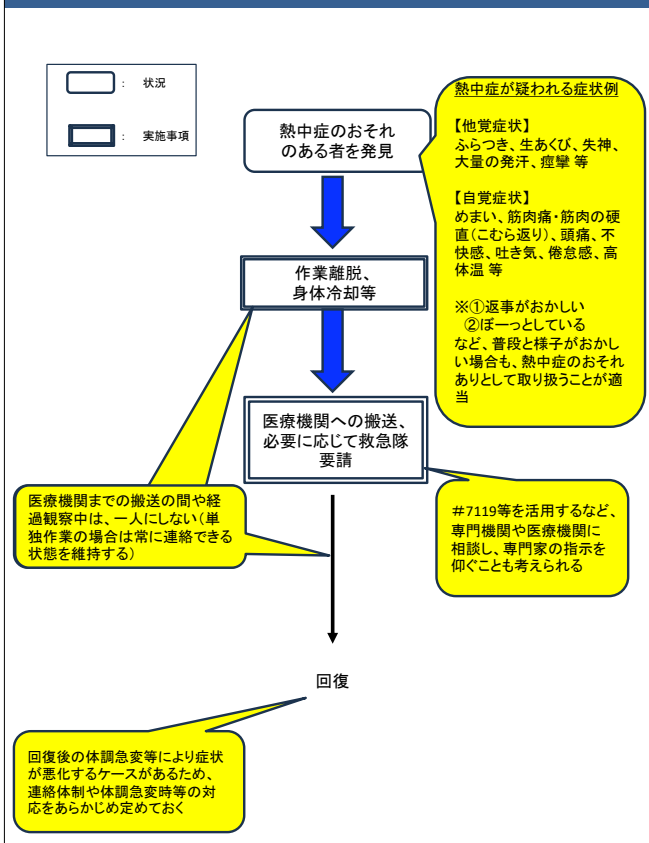
5

熱中症のおそれのある者に対する処置の例（フロー図） 別添①



6

熱中症のおそれのある者に対する処置の例（フロー図） 別添②



7

協会からのお知らせ



● 令和7年度 通常総会

日 時：令和7年6月12日（木）16：00～

会 場：沖縄ハーバービューホテル（那覇市）

※本年度は、役員改選となっております

※会員の皆様のご出席をお待ちしております。

令和7年度 会費納入に ついて

令和7年度の会費納入依頼文をご送付させていただきます。

出費多端な折、誠に申し訳ございませんが、**令和7年7月31日までに**
ご納付いただきますようご協力の程お願い申し上げます。



● 令和7年度 各地区「安全管理推進大会」について

- | | | | |
|-----------|------------------------|-----------|----------|
| ● 那 覇 地 区 | 6月5日（木）アイム・ユニバースてだこホール | ● 宮 古 地 区 | 6月中旬開催予定 |
| ● 中 部 地 区 | 6月4日（水）沖縄市産業交流センター | ● 八重山地区 | 6月中旬開催予定 |
| ● 北 部 地 区 | 6月上旬開催予定 | | |



新入紹介



八重山支部 野底 陸（のそこ りく）

初めまして。4月1日付で一般社団法人沖縄県労働基準協会へ入社し、八重山支部へ配属されました野底 陸（のそこ りく）と申します。

出身は石垣島で、高校卒業後に東京へ就職で八百屋さんにて4年程勤め、その後沖縄本島の方で不動産業を8年間勤めておりました。地元石垣島に住むのは高校生以来13年ぶりとなりますので、現在とても懐かしい感じと、ワクワクした気持ちです。

沖縄県労働基準協会は主に各種資格の講習を実施しております。経験のない職種になりますが、私もみなさんと同じように資格を取得しようと考えておりますので、一緒に頑張れればと思います！

まだまだ入社して間もないのですが、日々学んで一日でも早く仕事を覚えていきますのでどうぞ宜しくお願い致します。



事業部 石川 凱斗（いしかわ かいと）

初めまして、この度4月1日から新入社員として入社しました、石川 凱斗（いしかわ かいと）と申します。

初めての職場や業務で戸惑うこともあるかもしれませんが、一つ一つ丁寧に取り組んでいきたいと思っておりますので、皆様どうぞよろしくお願い致します。

皆様と講習でお会いできるのを楽しみにしております。

趣味は、筋肉トレーニングで、特技はボーリングです。好きな食べ物はざるそばです。

令和6年 業種別署別労働災害発生状況（12月末累計）

（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く）

沖縄労働局

年・署別・局計等		令和6年(12月末累計)(令和7年3月集計)						令和5年(12月末累計) (令和6年3月集計)						局計対令和5年比較	
業 種		那覇	沖縄	名護	宮古	八重山	局計	那覇	沖縄	名護	宮古	八重山	局計	増減数(人)	増減率(%)
製 造 業		77	75	20	(1) 12	6	(1) 190	96	(1) 70	12	3	2	(1) 183	7	3.8
	食 料 品 製 造 業	39	41	13	(1) 9	3	(1) 105	54	33	10	2	1	(0) 100	5	5.0
鉱 業		1					(0) 1						(0) 0	1	-
建 設 業		84	(1) 77	(2) 16	(1) 17	3	(4) 197	89	(4) 81	17	7	13	(4) 207	▽ 10	▽ 4.8
	土 木 工 事 業	8	15	3	1	2	(0) 29	14	(1) 16	4	2	5	(1) 41	▽ 12	▽ 29.3
	建 築 工 事 業	58	(1) 53	(2) 9	(1) 13		(4) 133	57	(2) 61	8	4	3	(2) 133	0	0.0
交 通 運 輸 事 業		26	1	1		2	(0) 30	25	6	1			(0) 32	▽ 2	▽ 6.3
陸 上 貨 物 運 送 事 業		65	20	1	2		(0) 88	57	13	2	(1) 3	4	(1) 79	9	11.4
港 湾 荷 役 業		5				1	(0) 6	3		1	1	1	(0) 6	0	0.0
林 業						1	(0) 1	1		1	2		(0) 4	▽ 3	▽ 75.0
農 業、畜 産・水 産 業		7	9	(1) 7	2	1	(1) 26	11	3	3		4	(0) 21	5	23.8
第三次産業（運輸を除く）		487	(1)305	(1) 65	44	50	(2) 951	454	294	62	48	46	(0) 904	47	5.2
商 業		165	72	13	8	8	(0) 266	148	80	9	8	9	(0) 254	12	4.7
	小 売 業	111	59	10	5	4	(0) 189	88	63	8	6	5	(0) 170	19	11.2
接 客 娛 楽 業		58	49	24	18	17	(0) 166	56	57	15	10	19	(0) 157	9	5.7
	旅 館・ホ テ ル	19	19	14	12	10	(0) 74	20	21	8	5	9	(0) 63	11	17.5
	飲 食 店	31	22	7	2	5	(0) 67	26	26	3	2	3	(0) 60	7	11.7
保 健 衛 生 業		134	70	12	7	9	(0) 232	117	79	19	12	7	(0) 234	▽ 2	▽ 0.9
	社 会 福 祉 施 設	109	56	12	5	9	(0) 191	83	61	16	11	7	(0) 178	13	7.3
ビルメンテナンス業		31	29	2	7	5	(0) 74	38	10	2	10	6	(0) 66	8	12.1
そ の 他 の 業 種		99	(1) 85	(1) 14	4	11	(2) 213	95	68	17	8	5	(0) 193	20	10.4
全 産 業		(0)752	(2)487	(4)110	(2) 77	(0) 64	(8)1,490	(0)736	(5)467	(0) 99	(1) 64	(0) 70	(6)1,436	54	3.8

(注) 1. 労働者死傷病報告により作成したもの。
2. 被災者数の枠の左側（ ）は死亡者数で内数。
3. 「▽」は減少を示す。

4. 交通運輸事業は、鉄道・軌道・水運・航空業、道路旅客運送業を示す。
5. 陸上貨物運送事業は、道路貨物運送業、その他の運輸交通業及び港湾荷役業を除く貨物取扱業を示す。
6. その他の業種は、金融広告業、映画・演劇業、通信業、教育研究、清掃・と畜（と け り 除 く）、官公署、その他の事業を示す。

令和6年死亡災害発生状況（12月末現在）

番号	所轄署	事故の型	起因物	業種別	発生時期	年齢	労働者数 (規模別)	発生状況
1	宮 古	はさまれ・ 巻き込まれ	整地・運搬・ 積み込み用機械	その他の食料品製造業	1月中旬	50歳台	50～99	ヤード内において、トラクター・ショベルを運転してサトウキビの運搬作業を行っていたところ、後進中の同車両に被災者が巻き込まれたもの。
2	名 護	墜落・転落	足場	その他の建築工事業	1月中旬	20歳台	1～9	RC造4階建てビルの外壁改修工事における躯体周囲の単管足場の組み立て作業中、頭部から出血し地面上にうつ伏せで倒れている被災者が発見され、その後死亡したもの。
3	宮 古	墜落・転落	足場	鉄骨・鉄筋コンクリート 造家屋建築工事業	2月中旬	10歳台	10～29	高さ12.8mの外壁足場7層目において、幅木の取り付け作業を行っていたところ、躯体の反対側から墜落したもの。
4	名 護	交通事故 (道路)	トラック	警備業	6月下旬	40歳台	50～99	ダンプトラックが港湾施設から道路へ出ようとしていたところ、付近にいた者がダンプトラックに接近したので、これを制止しようとした警備員がダンプトラックに轢かれたもの。
5	沖 縄	感電	送配電線等	その他の建築工事業	7月上旬	30歳台	1～9	足場の組立作業中、足場外部にメッシュシートの取り付けを行っていた際、被災者の上方にあった送配電線に被災者が接触し、感電したもの。
6	名 護	高温・低温の 物との接触	高温・低温環境	その他の建築工事業	7月中旬	60歳台 以上	1～9	工事現場で、被災者が資材の片づけを行っていたところ、熱中症で倒れ、搬送後に死亡したもの。
7	沖 縄	交通事故 (道路)	トラック	警備業	10月中旬	50歳台	50～99	RC造6階建てのアパート新築工事現場の公道上において、交通誘導を行っていた被災者が、コンクリートミキサー車の正面でしゃがみこんでいたところ、発進したコンクリートミキサー車にひかれて死亡したもの。
8	名 護	墜落・転落	乗用車、バス、 バイク	畜産業	11月中旬	60歳台 以上	1～9	事業場敷地内で登坂中の軽トラック車が坂の下に転落して横転し、心肺停止の運転者が搬送後に死亡したもの。

※死亡災害報告(速報)によるため、労働者死傷病報告にて集計している労働災害発生状況の死亡者数と一致しないことがある。
※記載された情報は今後の調査により修正される場合がある。



講習会のご案内 (令和 7 年 6 月分)

長年の実績と信頼、理解し易い講習に努めています
各講習の日程表など詳細については、当協会ホームページにも掲載しております。



二次元
バーコードからも
ご確認ください。

項 目	講習名	実施日・実施会場	受講料等(テキスト代込み)
事業部 (教習センター) ☎ (098) 979-7897 📠 979-9975	玉掛け技能講習	学 6/2(月)~3(火) 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階) 実 A班4(水)、B班5(木)、C班6(金) 教習センター(うるま市州崎)	免除有 26,150 円 免除無 28,150 円
	安全衛生推進者養成講習	6/5(木)~6(金) 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階)	15,430 円
	フォークリフト運転技能講習	6/9(月)~13(金) 学 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階) 実 教習センター(うるま市州崎)	47,150 円
	職長教育・ 安全衛生責任者教育	6/10(火)~11(水) 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階)	会 員 16,650 円 職長のみ 14,880 円 非会員 22,650 円 職長のみ 19,880 円
	粉じん作業特別教育	6/16(月) 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階)	会 員 9,880 円 非会員 13,880 円
	酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者技能講習	学 6/17(火)~18(水) 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階) 実 A班19(木)、B班20(金) 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階)	18,310 円
	フルハーネス型墜落 制止用器具特別教育	6/24(火) 学 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階) 実 教習センター(うるま市州崎)	会 員 9,990 円 非会員 12,990 円
	低圧電気取扱者特別教育	6/25(水) 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階)	会 員 9,770 円 非会員 13,770 円
	アーク溶接特別教育	6/26(木)~29(日) 学 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階) 実 美里工業高校 機械科溶接実習室(沖縄市泡瀬)	会 員 17,650 円 非会員 21,650 円
	小型移動式クレーン運転技能 講習	学 6/30(月)~7/1(火) 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階) 実 A班7/2(水)、B班3(木)、C班4(金) 教習センター(うるま市州崎)	二科目免除 23,925 円 一科目免除 25,925 円 免除無 27,925 円
北部支部 ☎ (0980) 54-4700 📠 52-7004	フォークリフト運転技能講習	6/16(月)~20(金) 学 北部会館3階(名護市宇茂佐の森) 実 ネオパークオキナワ駐車場(名護市名護)	47,150 円
	玉掛け技能講習	学 6/24(火)~25(水) 北部会館3階(名護市宇茂佐の森) 実 A班26(木)、B班27(金) ネオパークオキナワ駐車場(名護市名護)	免除有 26,150 円 免除無 28,150 円
宮古支部 ☎ (0980) 73-1455 📠 73-6511	フォークリフト運転技能講習	6/16(月)~20(金) 学 宮古建設会館(下里1199-12) 実 先嶋建設(株)多目的広場	47,150 円
	ガス溶接技能講習	6/28(土)~29(日) 学 宮古工業高校 自動車実習棟A 2F視聴覚室 実 宮古工業高校 機械システム実習棟 1F溶接実習室	13,100 円
八重山支部 ☎ (0980) 88-5355 📠 88-5360	玉掛け技能講習	6/17(火)~19(木) (株)沖電工 八重山営業所 3F会議室(石垣市真栄里865-1) 実 石垣港南ぬ浜町ふ頭用地	免除有 26,150 円 免除無 28,150 円

- ・各講習の日程表・受講申請書が必要な方・定員の確認は、各支部へお問い合わせください。
- ・受講予約者が定員に達している場合には、キャンセル待ちとなりますので、ご了承ください。
- ・八重山支部の学科講習は、(株)沖電工 八重山営業所 3F 会議室 (石垣市真栄里 865-1) で行います。入退室は、裏の階段をご利用下さい。
- ・駐車場を利用する際には、スペースが限られていますので、出来るだけ乗り合いにて対応する等、駐車台数の抑制のご協力をお願いします。



新規加入事業場のご紹介(3月16日~4月15日)

協会支部名	事業場名	所在地
那覇支部	株式会社沖縄クリーン工業 西原事業本部	西原町小那覇 512
	株式会社喜屋武建設	浦添市伊祖 1-12-6
	有限会社大和工業	八重瀬町字新城 1919
中部支部	中の町ホワイト歯科	沖縄市上地 2-9-1 2 F
	株式会社フリジポート沖縄うるま工場	うるま市川田 339-1
	有限会社誠和実業	宜野湾市志真志 5-20-12

※次の理事会にて承認予定